後期高齢者医療制度のお知らせ　被保険者証が変わります。

被保険者証について

新しい被保険者証**（ピンク色）**を、７月中旬に、簡易書留にて送付いたします。
若草色の被保険者証は、８月１日以降ご使用になれません。
新しい被保険者証**（ピンク色）**が届きましたら、８月１日以降に若草色の被保険者証は朝日町役場に返却してください。（ご自身で処分する場合は、住所、氏名が見えないよう裁断するなど十分注意してください。）
また、８月１日以降、病院や薬局の窓口では新しい被保険者証(ピンク色)を提示してください。

《住民税非課税世帯に属する被保険者の方へ……》

住民税非課税世帯に属する方は、通院の際に上記の『被保険者証』に加えて『限度額適用・標準負担額減額認定証』を病院の窓口へ提示すると、窓口での支払いを自己負担限度額までにとどめることができます。
また、入院の際に提示すると食事代が減額されます。
この減額認定証の交付を受けるには、保険福祉課へ申請が必要です。

保険料について

後期高齢者医療制度では、被保険者一人ひとりに対して保険料を納付いただきます。
原則、７月中旬頃に保険料額及び納付方法の通知を朝日町役場から送付します

○保険料の計算方法

保険料額は被保険者全員が定額を負担する「均等割額」と、その方の所得に応じて負担する「所得割額」の合計額になります。

○平成29年度の保険料の計算方法は下記のとおりです。

均等割額
43,870円
＋
所　得　割　額
（総所得金額等※－33万円）× 9.06％
＝
年間保険料額
（賦課限度額57万円）

※総所得金額等とは
・各収入から必要経費（公的年金控除額や給与控除額等）を差し引いた所得の合計額で、申告分離課税の所得金額や山林所得金額を含みますが退職所得は含みません。
・遺族年金や障がい年金は収入に含みません。
・各種所得控除（社会保険料控除・配偶者控除・扶養控除・医療費控除等）は適用されません。

○保険料の軽減措置

◆所得の低い世帯に属する方に対する軽減

【均等割額の軽減】

所得が低い世帯に属する方は、下記の基準により均等割額が軽減されます。

同一世帯の被保険者及び世帯主の総所得金額等の合算額	軽減割合	軽減後の額
33万円以下であって被保険者全員の年金収入が80万円以下（その他各種所得がない）	９割	4,387円
33万円以下	８.５割	6,580円
（33万円＋被保険者数×27万円）以下	５割	21,935円
（33万円＋被保険者数×49万円）以下	２割	35,096円

【注１】世帯は４月１日（年度途中に資格取得された方は資格取得日）時点での状況で判定されます。
【注２】前年（1月から３月までは前々年）12月末日の年齢が65歳以上の方の年金所得は、通常の公的年金控除以外に15万円を控除します。
【注３】事業専従者控除は適用されず、専従者給与額は事業主の所得に合算されます。譲渡所得の特別控除は適用されません。

【所得割額の軽減】

基準所得金額（所得割の計算の基礎となる総所得金額等－33万円）が58万円以下の場合、　所得割額が２割軽減されます。